

⑧ 高齢者インフルエンザ予防接種の一部を助成します

予防接種法に基づき、65歳以上の方にインフルエンザの予防接種を実施しています。
インフルエンザの予防接種は、発病、重症化予防に効果があるとされています。
希望される方は、下記期間内に接種してください。

| | |
|------|--|
| 実施期間 | 10月1日（火）～令和2年1月31日（金） |
| 対象 | 笠間市に住民登録のある方で、下記のいずれかの要件を満たす方 ・65歳以上の方（接種日現在） ※対象の方には、予診票を個別に通知しています。 ・60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者1級程度） |
| 助成額 | 接種1回のみ1,500円（差額は自己負担。接種費用は医療機関によって異なります。） ※生活保護世帯の方は自己負担が免除となります。 |
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none">●65歳以上の方（接種日現在）※生活保護世帯の方を除く<ul style="list-style-type: none">①医療機関に予約をします。②健康保険証と問診を記入した「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を持参し、接種します。 ※「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」は、一部の方を除き介護保険料通知書に同封しています。③差額分を医療機関の窓口でお支払いください。●60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者1級程度）<ul style="list-style-type: none">○市内医療機関で接種を希望する場合<ul style="list-style-type: none">①医療機関に予約をします。②健康保険証を持参し、<u>医療機関備付け</u>の「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を記入し、接種します。③差額分を医療機関の窓口でお支払いください。○市外医療機関で接種を希望する場合<ul style="list-style-type: none">①保健センターに「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を申請します。 （予診票の申請は、9月24日（火）からの受付となります。）②医療機関に予約をします。③問診を記入した「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」と健康保険証を持参し、接種します。④差額分を医療機関の窓口でお支払いください。●生活保護世帯の方<ul style="list-style-type: none">①社会福祉課または支所の福祉課で「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」と「生活保護受給証明書」を申請します。②医療機関に予約をします。③問診を記入した「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」と「生活保護受給証明書」を持参し、接種します。 |

問 保健センター TEL 0296-77-9145

デマンドタクシーかさま 予約センター
おかけ間違いにご注意ください。

TEL 0296-70-9000